

資料

米国 の 消費者信用 (その2)

目 次

- I. はしがき
- II. 消費者信用増大の背景
- III. 消費者信用の種類
- IV. 消費者信用供与の機関

(以上前号)

V. 消費者信用の貸出条件

1. 非賦払信用
 - (イ) 金利
 - (ロ) 信用調査機関
 - (ハ) 返済遅滞の場合の措置
2. 賦払信用
 - (イ) 動産抵当と条件付売渡し契約
 - (ロ) 頭金額と貸出期間
 - (イ) 自動車
 - (ii) 家庭用電気器具
 - (iii) 住宅修理貸付
 - (iv) 個人貸付
 - (ハ) Finance Charge

V. 消費者信用の貸出条件

1. 非賦払信用

(イ) 金利

チャージ勘定で物品を販売する場合の価格は、集金費、貸倒準備、金利などの諸費用を加算するため、現金売り価格に比し高価格の場合が多く、なかには6~8%高いところもある。また「2% ten days, net thirty」という言葉もよく使われる。これは30日間の掛かりを認めるが、10日以内に決済した場合は2%の値引きを行うの意である。この条件で、価格100ドルの商品を掛買いした場合10日以内に決済しなければ、結局20日間98ドルに対し2ドルの金利を支払うこととなり、消費者の金利負担は年率36.2%となる。テレビ現金売り159.95ドル、30日掛かり164.95ドルのごとき例もよくみられるが、この場合の金利は年率37.5%となる。かくのごとく、チャージ勘定の金利は一

次

- (i) 自動車
- (ii) 家庭用電気器具
- (iii) 住宅修理貸付
- (iv) 個人貸付
- (v) Finance Charge に対する規制

VI. 消費者信用の借り手

VII. 賦払信用の貸し手のコスト

VIII. 賦払信用の金融統制

1. 金融統制の目的
2. 統制実施の時期
 - (イ) 第2次大戦期間(1941年9月~1947年11月)
 - (ロ) 戦後インフレ期(1948年9月20日~1949年6月30日)
 - (ハ) 朝鮮動乱時(1950年9月18日~1952年5月7日)
3. 統制の方式
 - (イ) 被統制者
 - (ロ) 統制方式
 - (ハ) 規制条件

般にきわめて高率である。

(ロ) 信用調査機関

米国では個人および企業に関する信用調査機関が発達しており、企業についてはたとえば Dun and Bradstreet Incorporated が有名で、古い歴史を有し全米の企業および実業家の信用状態を会員に報告している。個人の信用調査については地方の Better Business Bureau も利用されている。ここには過去において金銭上の問題が生じた個人についての記録が保持されている。また小売業者を会員とし、個人の信用状態についての情報を収集し、これを会員に提供している私的な信用調査機関も多い。会員である小売業者は顧客についての情報を同機関に報告している。Associated Credit Bureau of America は全米に1,760の credit bureau を有し、50万の小売業者を会員とし、推定7,000万人の個人についての信用記録(credit record)を集録していると言われている。

(ハ) 返済遅滞の場合の措置

債務者が債務の弁済を遅滞し、債権者の訴えがあつた場合、法廷が債務者の雇用者に対し、賃金、俸給より一定比率を債権者に支払うよう命令する garnishing of wage の規定が州法で規定されているところが多い。このほか差押え (attachment)、時効の期限 (statute of limitation) などの内容は各州によつて異なる。

2. 賦払信用

(イ) 動産抵当と条件付売渡し契約

売り手が60日、90日あるいは120日の延べ払いを認め、この間一定期間ごとに一部の返済を請求する形式の信用供与は、一種のチャージ勘定であつて、ここにいう賦払信用には含まれない。ここにいう賦払信用とは売り手・買い手間で頭金額、返済期日および返済金額・方法、finance charge、債務不履行の場合の債権者の保護規定などを規定した正式な賦払契約書が取りかわされるものである。債権者の保護規定は通常動産抵当 (chattel mortgage) または条件付売渡し契約 (conditional sales contract) である。Chattel mortgage とは各州法によつて若干内容を異にするが、売り手は商品の所有権を買い手に引渡すが、債務が完済されるまで売り手が商品に対する返還請求権を留保する性質のもので、買い手が債務を完済しない場合には自動的または法的手続を経た後商品の返済 (repossession) を受ける。Conditional sales contract とは買い手が元本・finance charge を完済するまで売り手が商品の所有権を有し、債務の完済と同時に所有権が買い手に移る性質のものである。10州において採用されている Uniform Conditional Sales Act によれば、商品が売り手に移つた際、買い手が債務の相当額を決済している場合には、買い手は商品価格から金利、finance charge および商品の償却額を控除した額相当額の返済を受ける権利を有すると規定している。このほか大部分の州法は売り手の再取得した商品の売却価格が、買い手の返済未済額より低い場合、買い手はその差額の支払を要求されることを規定している。賦払契約書は通常3通作成され、売り手、買い手および地方登録所 (local recording office) が保管する仕組となつている。

(ロ) 頭金額と貸出期間

賦払信用の貸出条件 (credit term) は、信用の目的、借り手の信用度、担保品の性質、価格、供与機関の性格、各種消費者信用規制の法律など、さまざまな要因によつて影響され一様ではない。通常直接貸に比し、買取の場合には買取機関が債務者個人について知るところが少ないため債務未決済額と担保品価格との関係がより重視される。買取の場合、買取金融機関は賦払信用手形の売り手たる小売店などに対し、償還請求権 (recourse) を有するかまたは売戻し条件契約 (repurchase agreement) を結ぶ場合が多い。

貸出条件の第1は頭金額 (downpayment) と償還期限であるが、これは貸出の目的によつて異なるのはもちろん、一般金融情勢によつても左右される。たとえば、1954年新車自動車の賦払資金融資の場合、24か月払が普通であつたが、金融が緩慢であつた1955年には30か月払が代表的となり、中には36か月払といつたものもあり、42か月の例も報告されている。また頭金についても54年には33%以上の現金払が多かつたが、55年には33%以下の現金払が多かつた。以下主要品種の貸出条件について略述する。

(i) 自動車 新車および中古車に対する頭金比率および償還期限別統計は表13、14に示されている。これは1955年上半期の調査であり、したがつて貸出条件はかなり緩やかな時期である。頭金額比率は33%以上が大部分であるが、償還期限はケースにより大部差異がみられる。新車に対する条件は中古車に対するより寛大であり、たとえば償還期限についてみると、新車の場合25か月以上が70%を占めているに反し、中古車の場合は24か月以下が大部分である。また商業銀行は直接貸に比し、買取の場合寛大な融資条件を認めており、新車についてみれば買取の場合償還期限31~36か月が約50%を占めている。商業銀行の買取の場合の条件は販売金融会社買取の場合の条件に比し、新車についてはやや寛大であり、中古車についてはやや厳格である。

(ii) 家庭用電気器具 家庭用電気器具については適当な統計がないが、頭金10%、償還期限24~30か月が一般的である。冷蔵庫、洗濯機、高級テレ

〔表 13〕 新車に対する賦払信用貸出条件

売値に対する 頭金額比率	償 還 期 限 (月数)				
	24か月 以 下	25~30 か月	31~36 か月	36か月 以 上	計
商業銀行買取の場合 (新車)					
25%以下.....	1.7	2.1	4.1	0.2	8.1
25~32%.....	3.5	8.9	14.7	0.2	27.3
33%以上.....	22.0	12.2	30.2	0.2	64.6
計	27.2	23.2	49.0	0.6	100.0
商業銀行直接貸の場合 (新車)					
25%以下.....	1.0	0.6	0.3	0.0	1.9
25~32%.....	4.1	4.8	1.9	0.1	10.9
33%以上.....	43.7	23.6	19.8	0.1	87.2
	48.8	29.2	22.0	0.2	100.0
販売金融会社買取の場合 (新車)					
25%以下.....	1.7	5.1	3.2	0.1	10.1
25~32%.....	4.5	16.0	9.4	0.1	30.0
33%.....	23.3	23.2	13.3	0.1	59.9
	29.5	44.3	25.9	0.3	100.0

〔表14〕 最新型の used car に対する賦払信用貸出条件

売値に対する 頭金額比率	償 還 期 限 (月数)				
	12か月 以 下	13~18 か月	19~24 か月	24か月 以 上	計
商業銀行買取の場合					
25%以下.....	1.2	1.1	2.8	2.2	7.3
25~32%.....	2.6	5.1	11.1	5.8	24.6
33%以上.....	16.5	18.0	26.7	6.9	68.1
	20.3	24.2	40.6	14.9	100.0
商業銀行直接貸の場合					
25%以下.....	1.4	1.4	1.5	0.5	4.8
25~32%.....	1.6	2.7	4.9	1.4	10.6
33%以上.....	20.4	26.2	34.6	3.4	84.6
	23.4	30.3	41.0	5.3	100.0
販売金融会社買取の場合					
25%以下.....	0.4	1.0	5.3	2.9	9.6
25~32%.....	0.6	3.1	19.2	7.4	30.3
33%以上.....	6.1	12.1	35.3	6.6	60.1
	7.1	16.2	59.8	16.9	100.0

ビ、蓄音器などについて償還期限36か月に及ぶものもある。テレビ、電蓄などに比しいわゆるwhite goods(電気冷蔵庫、電気洗濯機など)は償還期限が長いのが普通である。

(iii) 住宅修理貸付 FHA(連邦住宅局)保証の条件は最長期限5年32日、金額600ドル以下のもの

は最長期限3か年。FHA保証分でなく、商業銀行独自のプランによるものは、たとえばプールのごとく、FHA保証の対象とならないものもある。大部分の銀行において償還期限は3か年を限度としている。

(iv) 個人貸付(Personal Loan) 個人貸付は主として消費者金融会社、商業銀行、Credit Unionより供与されることは前述した。各州法は消費者金融会社の供与しうる個人貸付の最高金額を定めており、したがつて州によつて異なるが、1955年の統計では平均貸出額361ドル、平均貸出契約期間21.1か月となつてゐる。もつともこの種貸付は借替えが多く、実質的な貸出期間は平均26~29か月となつてゐる。個人貸付を受け耐久消費財を購入することはまれであるが、耐久消費材、自動車などを担保とする場合が多く、1954年14州について行つた調査によれば、消費者金融会社より貸出された個人貸付の60%は動産抵当(chattel mortgage)付で、無担保貸付は30%、Illinois, Oregon州では wage assignments 付がそれぞれ30%、15%となつてゐる。商業銀行より貸出される個人貸付は貸出契約期間は12~18か月と消費者金融会社に比し短い。一般的に商業銀行個人貸付は、消費者金融会社に比し担保を請求する度合が少ない。連邦政府免許による Credit Union の最高貸付限度は無担保貸付は400ドル、担保付の場合は組合の無瑕疵出資金(unimpaired capital and surplus)の10%、最長貸出契約期間36か月、1955年平均貸出額は477ドルであつた。

(v) Finance Charge

信用買いの場合の価格(time price)と現金買いの価格(cash price)との差額、換言すれば頭金額と消費者信用返済金額全額との合計額(これをtime balanceといふことがある)から現金買いの価格を差引いた額が買い手にとつて消費者信用のコストとなるわけである。個人貸付の場合には借入額と返済額との差額が借り手のコストとなる。この差額は法的には金利(interest)とはみなされていない(personal loan の場合、この差額から保険料および特定の手数料を差引いたものは法的に金利とみなされている)。この区別は金利一般が各州の利息制限法の適用を受けるため法的には

重要な意義があるが、経済的にはあまり意味がない。前記 time balance は資金の使用コストのほか保険料その他の手数料が含まれており、その総額は total finance charge と呼ばれる。Finance charge は通常保険料、調査費用、サービス費などとその内訳が契約書に明示されている。

この finance charge は、通常の事業貸付の場合の金利と二つの理由によつて異なり複雑である。第1に、finance charge には金利に相当する性質の費用のほか保険料が含まれている。耐久消費財購入のための貸付の場合、貸し手は担保品（購入物件）に対し事故、火災、盗難などの保険を付することを要求している。また最近では借り手が死亡した場合、代つて返済をする保険、すなわち credit life insurance に加入することを要求する場合も多い。連銀の調査では賦払信用貸付残高の約半数がこれによつてカバーされているという。この保険は強制加入の場合と任意加入の場合があり、finance charge の内に含められて計算されている場合と別途徵求される場合とがある。

第2の相違点は、金利を計算する場合、賦払で返済される各金額は finance charge の返済額と元本の返済額との合計であると前提するということである。換言すれば、通常の借入金の一部返済をした場合には未決済の元本残高は元本より一部返済額を控除した金額であるが、賦払信用の場合には未決済の元本残高は元本より一部返済額を控除した金額より多いこととなる。それは返済額が元本のほか finance charge を含んでいるからで、実質金利は表面金利よりも高くなる。

Finance charge は通常3種類の方法により示されている。第1は add-on 方式で、この方式によれば finance charge 額が借り手の借入希望額に加算されるものである。たとえば、借入額100ドル、償還期間1年の借入れで finance charge 6%という場合、手形金額は finance charge を加算した106ドルとなり、毎月の償還金額は8.83ドル($106 \div 12$)となる。この方法は耐久消費財の賦払信用についてもつとも広く使用されている。第2は discount 方式と呼ばれ、主として FHA 保証付住宅修理貸付に用いられている。Finance charge 6%とすれば、手形金額100ドルに対し

借り手の受取額は94ドル、毎月の返済額は8.33ドルである。第3の方式は未決済残高に対する率を定めたもので、消費者金融会社、Credit Union の個人貸付は通常この方法による。たとえば未決済残高に対し毎月1%というがごとく規定したものである。この場合毎月の返済額は finance charge 収支額が毎月異なつてくるため均一ではなくなるが、通常毎月の返済額を均等化するよう措置されている（毎月の返済額のうち finance charge の収支額に向けられる額を少なくし、元本返済額を大きくしてゆく）。

Finance charge を比較するため、真の charge 率を算定する必要があるが、このために次のとき便法がよく使われている。前記第3の未決済残高に対する比率を示したものは通常これを12倍して true finance charge 率を算定する。たとえば月率1%とされている場合の年率は $1\% \times 12 = 12\%$ とみなす（正確には複利計算をするため若干高くなる）。Add-on 方式あるいは discount 方式については、元本が毎月均等償還されるので平均残高は元本の半分より若干多いだけであるから、true rate は大体表示されている利率の2倍とみなされている（正確に計算すれば2倍より若干低い）。

実際の取扱いとしては毎月の finance charge 収支額と元本返済額との合計額を均等ならしめているので、厳格にはこの方式により finance charge 率を計算することが必要である。ただこの計算には複雑な数学を必要とするので、通常 direct-ratio method といわれる計算方式が用いられ、またより簡便な方法として constant-ratio method が使用されている。

いま貸付金額1,600ドル、保険料34ドル、finance charge は add-on 方式で 6%、期限2か年の自動車賦払信用に例をとれば、finance charge は direct-method で 11.1%、constant-ratio method で 11.5% である。以下各貸出についての finance charge について略述する。

(i) 自動車 新車・中古車の信用買いの場合、借り手の負担するコストは、finance charge 率が相違することのほか、契約に含まれるその他費用がケースにより異なるので、個々のケースでかな

りの相違がみられる。大部分の貸し手は損害保険のほか、下記各種保険の全部または一部を要求している。傷害保険、健康保険、病院・救急車保険、自動車事故保険 (towing and road service insurance)、保釈金保険。前述した credit life insurance も賦払信用契約に含まれることが多い。かかる保険は貸し手が保険会社を指定してする場合と借り手が自己の選択によって保険会社を選択できる場合がある。

銀行、販売金融会社は償還期限別に、元本、月別返済額を整理した Rate Chart を使用しており、その一部を取り出したものは別表15に示されている。これは、finance charge は add-on 方式により年率 6%、保険料 17 ドル (団体保険、個人傷害保険、病院・救急車保険、5,000 ドルまでの保釈金) の場合である。

[表 15] Rate Chart の一部 (単位: ドル)

販売価格より頭金額を控除した額	24か月 払		30か月 払	
	手形金額	月別返済額	手形金額	月別返済額
1,580	1,807.68	75.32	1,866.00	62.20
1,600	1,830.24	76.26	1,889.10	62.97
1,620	1,852.56	77.19	1,911.90	63.73
1,640	1,874.88	78.12	1,935.00	64.50
1,660	1,897.44	79.06	1,958.10	65.27

(注) たとえば融資額 1,600 ドル、24か月払の場合、手形金額は保険料 2 カ年分 (17 ドル × 2 = 34 ドル) と finance charge [(1,600 ドル + 34 ドル) × 0.06 × 2 = 196.08 ドル] および rounding upward 0.16 ドル (月別償還額を均等ならしめるため加算される端数) を 1,600 ドルに加算した金額 (1,600 + 34 + 196.08 + 0.16) 1830.24 ドルとなる。

新車に対する finance charge は 1956 年上期の調査によれば、販売金融会社、銀行、ディーラーとも 6% (add-on 方式) が最も多く、ほぼ半数を占め、次いで 6½%、5½% の順となつてている。各種融資機関別の平均をみると、商業銀行が 5.8%、ディーラー 6.1%、販売金融会社 6.2% となつていて。中古車に対するレートは新車に対するより高く、新型中古車に対して 8.5%、古い中古車に対して 12% が最も多い。

Finance charge の全部が金融機関の収入となるわけではない。金融機関がディーラーから賦払手形を購入する場合には、通常 reserve として finance charge の一部 (ディーラーの要求する

finance charge rate と買取の際の finance charge rate の差) をディーラーに与えている。買取金融機関はこの reserve 額が未決済残高に一定比率を乗じた金額に達するまで、ディーラーの代りにこれを保管する。貸付が滞れば、買取機関は売戻し契約または償還請求契約によりディーラーに未決済残高の決済を求めることがあるが、この場合買取機関は未決済残高から finance charge および保険料の未収入分を差引いた額をこの reserve 額から差引いて決済する。Reserve は一定額に達すると即時あるいは月末または四半期ごとにディーラーに返還されるが、これはディーラーの重要な収入源となつていて。また質の悪い賦払信用あるいは弱小ディーラーからの買取の場合には、買取機関は元本の一部を手形で決済し、賦払信用債務者よりの返済額が一定額に達した時期にこのディーラーあて手形を現金決済する。ディーラーの finance charge の分け前すなわち reserve の額、買取機関の reserve の保留期間、ディーラーあて手形決済額の元本に対する割合などはケースにより異なる。1956 年上期の調査によれば、ディーラーの finance charge の受取額は総 finance charge の $\frac{1}{2} \sim \frac{1}{3}$ で、全額償還請求契約 (full recourse paper) のある場合あるいは中古車の賦払手形の場合にはこの割合は大きい。また買取機関の reserve 留保期間は reserve 額が未決済残高の 3% に達するまでという契約が最も典型的であつた。

(ii) 家庭用電気器具 家庭用品に対する finance charge は新車に対するよりは一般に高く、また品種によつて大幅に異なる。1956 年上期の調査では、add-on 方式で 7~10% が多く、これは direct-ratio 方式により計算すれば年率 12.9~18.1% となる。ディーラーによつては金額 500 ドル以上については 6~7%、それ以下の金額については 7~12% と金額によつて変えている場合もある。高率の finance charge の場合には通常 credit life insurance あるいは comprehensive insurance が含まれている。この種賦払手形買取の金融機関の報告によればディーラーの reserve は $1\frac{1}{2} \sim 2\%$ である。

(iii) 住宅修理貸付 FHA 保証付の場合、金額

2,500 ドルまでの貸付は金利および保険料合計額は 5 % 以下、2,500 ドルを越える額については 2,500 ドルまで 5 %、それを越える額については 4 % (discount 方式) となつていて。Direct-method で計算すれば 2,500 ドル、期間 1 年の finance charge は 9.6 % となる。

(iv) 個人貸付 消費者金融会社より貸付けられる個人貸付に対する finance charge の率は州法によつて規定されている。消費者金融会社または Credit Union は通常 finance charge の率を未決済残高に対する月率で表示することは前述したが、この場合 flat rate といふ金額の大小にかかわらず一率を適用する場合と、graduated rate といふ金額により適用利率を変えている場合があり、後者が広く用いられている。典型的な例として Illinois 州の例を挙げれば、150 ドルまでは 3 %、150 ドルを越え 300 ドルまでは 2 %、300~500 ドルまでの分については 1 % となつていて。商業銀行の場合には年率で表示される場合も多く、また別途記録、サービス、貸倒準備などの手数料を加算する場合も多い。

(v) Finance Charge に対する規制 上述したごとく、賦払信用の条件はきわめて複雑であつて、一般消費者にとって実質的にいくばくの負担を負うこととなるのか一見して判然としない。そこで過大な finance charge を課せられないよう消費者を保護する法的措置として二つの方策がとられている。第 1 は full disclosure law と呼ばれるもので、賦払信用に関するすべての重要な事項を明確に判明しうるよう契約書に明記せしめることを内容とするものである。この種法律は現在 19 州およびコロンビア特別地区で採用されている。第 2 の方法は finance charge の最高利率を直接規制することである。

Finance charge を直接規制する州では、個人貸付に関する finance charge と賦払信用のそれとの取扱方を区別している。個人貸付に対する finance charge は大部分の州において、特別の立法のない限りこれを金利とみなし利息制限法の適用を受けることとしている。これに反し賦払信用売りの価格と現金売り価格との差は利息とみなされない。

現在 14 州において賦払信用の finance charge の最高率を定めている。自動車に例をとれば、すべての自動車購入につき適用される最高レートを規定する方法と、車齢により漸増する最高レートを規定する方法がある。

個人貸付については、現在 37 州において消費者金融会社その他類似機関よりの個人貸付の finance charge の最高率を、また 35 州において商業銀行よりの個人貸付の finance charge の最高率を定めている。商業銀行の最高 finance charge 率は消費者金融会社のそれより低い場合が多い。最高 finance charge 率は各州によつて異なるが、消費者金融会社については未決済残高に対し月率 $2\frac{1}{2} \sim 3\%$ 、商業銀行については discount 方式により年率 6 ~ 8 % の場合が多い。また連邦政府免許による Credit Union よりの個人貸付についても最高 finance charge 率は未払決済残高に対し月率 1 % と定められており、州法免許のものも大体この率で規制されている。

VI. 消費者信用の借り手

非賦払信用の借り手については特別な調査がないので判明しないが、賦払信用の借り手については毎年 Michigan 大学と連邦準備制度理事会が共同で行つてゐる消費者の支出計画の sample 調査、Survey of Consumer Finance によりその一端を知ることができる。以下は 3,000 世帯を対象とした 1956 年初期の調査の結果に基くものである。

所得層別にみた賦払信用の利用率（現在債務を負つてゐる世帯数の同一所得層に属する世帯数に対する比率）は表 16 に示されている。これによると全世帯数の 45 % が現に賦払信用を利用しており、特に年収 4,000 ~ 7,499 ドルの所得層の利用率が最も高く 56 % に達している。年収 2,000 ドル以下の所得層の利用率は 27 % と最も低いが、同所得層は主として 55 才以上の家長、家族数 1 人または 2 人によつて構成されている。また同調査によれば、賦払信用による購入品目も所得層により差異がみられ、1955 年に年収 2,000 ドル以下の所得層に属する世帯で新車または中古車を購入したものは 10 % 以下であつたが、2,000 ~ 4,999 ドルの世帯では 30 %、5,000 ドル以上の世帯では 40 % となつていて。

〔表 16.〕 所得層別賦払信用利用率

1955年所得	利用率
全所得グループ	45%
1,000 ドル以下	20
1,000~1,999 ドル	34
2,000~2,999 "	45
3,000~3,999 "	49
4,000~4,999 "	56
5,000~7,499 "	56
7,500~9,999 "	48
10,000 ドル以上	32

また年令別にみると、6才以下の子供を有する18~44才の家長の世帯の利用率が最も高く(70%)、45才以上の独身者の利用率が最も低い(17%)。職業別にみると熟練者および準熟練者の利用率が最も高く(60%強)、次いで不熟練者、専門職業、幹部級職員、一般会社員の順で、退職者、農業経営者の利用率はいずれも20%以下で最も少ない。

借入者の貯蓄金(国債、定期性預金、要求払預金)についてみると、1956年初期の調査では貯蓄金を全く有しない世帯の $\frac{2}{3}$ が賦払信用を利用し、貯蓄金を有する世帯の $\frac{2}{3}$ が賦払信用を利用している。貯蓄金が200ドル以下の世帯では $\frac{1}{2}$ が利用しているに反し、貯蓄金が500ドル以上の世帯では $\frac{4}{5}$ が利用しているにすぎない。全世帯の標準貯蓄金高は800ドルであつたが、この額は標準的新車支出額1,840ドルよりは少ないが、中古車支出額470ドル、家具、電気冷蔵庫、テレビなどの支出額290ドルよりも多い。したがつて、多くの世帯特に年収5,000ドル以下の世帯にとって、新車を現金買いすることはできないが、中古車や家庭用電気器具ならば貯蓄金を引き出せば買えるということができるわけである。

また賦払信用の返済額は、賦払信用を利用している全世帯の $\frac{2}{3}$ の世帯数では可処分所得の20%に相当しているが、残りの $\frac{1}{3}$ の世帯については20~40%に達している。可処分所得の40%も賦払信用の返済にあてているのは主として年収3,000ドル以下の世帯である。

VII. 賦払信用の貸し手のコスト

賦払信用は1件当たり貸付金額も少額で、集金、整理、その他の事務経費がかさむため資金コストは比較的高い。表17は1954年におけるニューヨーク

州消費者金融会社の収支計算表である。表17によれば、貸付残高343百万ドルに対し(貸付件数1,044千件)、年間経費は38,990千ドルであるから、資金コストは11.3%に達している。

〔表 17〕 ニューヨーク州所在消費者金融会社の収支表(1954年)

貸付許可件数	1,044,434
新規借入者	174,592
既往借入者	144,274
現行借入者	
追加貸付	721,466
追加額の無かつたもの	4,102
収支計数	
○小口貸付による収入	42,309 40.51
○同諸経費	
広告	1,641
不良貸付	
償却	2,399
貸倒準備金繰入れ	1,144
小計	3,543
控除: 債却済貸付の返金額	567
年間純貸倒損失	2,976
家賃、光熱費その他	1,505
俸給	
役員俸給	2,977
その他	8,035
	11,012
電話、電報	1,031
その他経費	4,942
借入本金利	6,789 6.50
合計	-29,896 -28.62
○課税前利益	12,413 11.89
○連邦・州・地方政府税	-9,094 -8.71
○課税後利益	3,319 3.18

表17の経費項目中借入本金利および貸倒損失が比較的可変的なコストであり、このコストいかんによって利潤率が決定されるとみられている。

1953~55年間の調査で借入本金利が総経費に占める割合は、販売金融会社で31%、消費者金融会社で16%となつていて、販売金融会社は消費者金融会社に比し外部資金に依存する度合が高いため、借入本金利がコストに占める比率も大きい。特に大規模な販売金融会社では資金の大部分を外部に依存しているため(貸付残高25百万ドル以上の販売金融会社の長・短期借入金は総資産の84%を占めている)、金利負担も大きく、したがつて、その利潤率は金利変動によつて大きく影響される。

貸倒損失については、賦払手形買取の場合には前述した全額償還請求契約(full recourse agreement)、売戻し契約(repurchase agreement)、またはディーラーの reserve より返済を受ける契約を結ぶ場合も多く、現実の貸倒損失はきわめて少ない。表18は返済遅滞のあつた貸付件数の総貸付件数に対する比率を示したものである。

[表 18] 商業銀行の賦払信用返済遅滞率
(単位、%)

年間	平均	個人 貸付	家庭用 電気器 具手形	住宅修理貸付		自動車手形	
				FHA 保証分	非保 証分	直接貸	買取
1948	1.57	1.45	1.72	2.05	2.05	1.17	1.65
1949	1.84	1.64	2.35	2.20	2.54	1.26	1.82
1950	1.57	1.40	2.06	1.90	2.14	0.97	1.53
1951	1.44	1.32	2.00	1.75	1.83	0.88	1.32
1952	1.48	1.25	2.48	1.74	1.25	0.71	1.29
1953	1.55	1.23	2.55	1.69	1.26	0.77	1.47
1954	1.58	1.23	2.60	1.78	1.08	0.80	1.49
1955	1.30	1.07	2.12	1.62	0.91	0.64	1.24

上表によれば、1948～1955年間の平均では返済期日後30日以上の遅滞のあつた件数は1.54%にすぎず、特に賦払信用が急増した1955年が最も低率であることは注目される。貸付種類別にみれば、家庭用電気器具購入貸付の返済遅滞率が最も高く、自動車手形についてみれば、買取の場合が直接貸に比し返済遅滞率が高い。

表19は販売金融会社、消費者金融会社の利潤率を示したものであるが、特に消費者金融会社の利潤率は、消費者信用の増大、その相対的比重の増大に伴い戦後毎年向上している。

[表 19] 課税後利益率(1955年)
(単位、%)

区分	純資産に対する利益率	総資産に対する利益率
販売金融会社(78社)	13.5	1.6
消費者金融会社(47社)	14.1	3.7
商業銀行(13,263行)	8.1	0.6
製造工業会社(全社)	12.7	8.3
電力会社(35社)	9.8	4.6
鉄道(20社)	5.0	3.0

(注) 純資産とは資本金と余剰金の合計額。

VIII. 賦払信用の金融統制

1. 金融統制の目的

米国では戦時および戦後のインフレ期に消費者信用の金融統制が実施されたが、消費者信用統制の目的については必ずしも見解の統一がなされているわけではないようである。一部の論者は消費者信用の直接統制でその膨脹を抑制した方が、一般的・量的金融引締めでその膨脹を抑制するより他の経済部門に与える影響が少ないと理由にこれに賛成している。またある者は非常事態の際に、消費財の需要をその供給力に適合させる手段として賛成し、また一部のものは頭金比率、貸出期間は潜在的に寛大化される危険があり、消費者信用の質保善のために統制の必要を説く。この目的いかんによつてどの程度の規制を必要とするかが異なるてくるわけであるが、米国で現実に統制が施行された時期は、いずれも政府証券価格支持政策が実施され、このため一般的・量的金融引締政策が事実上効力を発揮しなかつた時期であることは注目される。更にいずれの時期も各種の直接統制が実施されており、かつ国家的非常時であつた(1948～49年の短期間を除く)。この場合でも米国で行つたような頭金比率、貸出期間を規制するような方式、すなわち選択的信用統制が効力を有するためには、マーチン連邦準備制度理事会長が述べているごとく、本統制を受ける信用が総信用供与額の相当部分を占めるものであること、統制方式制定のため信用の目的、担保の種類、信用契約の諸条件が合理的に定義されるものであること、取引の実行が特殊化されかつ充分標準化されていること、信用需要が貸出条件の変更によって大きく影響されることを必要とする。

2. 統制実施の時期

米国で消費者信用統制が実施されたのは、第2次大戦中、戦後のインフレ時および朝鮮動乱時の3期間である。いずれの場合にも、連邦準備制度理事会に消費者信用の貸出条件を決定する権限が与えられ、理事会がこの権限に基き連邦準備法規則 W(Regulation W)を制定施行した。

(イ) 第2次大戦期間(1941年9月～1947年11月)

1941年8月9日大統領の戦時非常権限に基く行政命令 (The President's Executive Order 8843) は、① 国防生産への資源の配置転換の円

滑化、②消費財の物価騰貴抑制、③貯蓄の増強、④戦後の消費需要確保のため消費者の債務増大の抑制などを目的として、大統領に消費者信用統制権限を付与した。大統領は本権限を連邦準備制度理事会に委任し、理事会はこれに基き1941年9月1日より Regulation W を制定施行した。同規則は1942年3月、1942年5月、1946年11月に一部改正が行われ、戦後議会が1947年11月1日戦時統制を廃止する計画の一部として消費者信用統制権限を停止したため、同日付をもつて廃止された。

(口) 戦後インフレ期(1948年9月20日～1949年6月30日)

戦後なお続けられた国債価格支持政策に災いされ、連銀のインフレ抑制の努力にかかわらず、銀行信用は引き続き増大し、消費者信用統制の廃止と期を一にして、自動車その他耐久消費財に対する需要も急増し、戦後のインフレは一段と高進する様相を示した。ここに至り大統領は1948年8月インフレ抑制対策を決定する特別議会を招集、10項目にわたるインフレ対策の第1番として消費者信用統制権限の復活を要請した。議会では難行したが1949年6月30までの期間を限り、前述の大統領特別行政命令の消費者信用統制権限（ただし賦払信用に関する統制権限のみ）の復活が認められた。1948年8月に新しい Regulation W が発表され、同年9月20日より実施された。1949年3月、1949年8月には一部の緩和が行われ、1949年6月30日廃止された。

(ハ) 朝鮮動乱時(1950年9月18日～1952年5月7日)

1950年春には住宅建築および耐久消費財に対する需要増大から再度インフレ化の徵候がみえはじめたが、同年6月末朝鮮動乱がぼつ発するに及んで再び消費者信用統制の必要が痛感されるに至った。1950年9月に制定をみた国防生産法 (The Defense Production Act of 1950) は前記大統領特別行政命令にならい消費者信用統制権限を認め、これに基き同年9月18日 Regulation W が実施された。1950年10月、1951年12月に一部改正があり、1952年5月7日同規則は停止され、更に国防生産法の改正により統制権限自体も廃止された。

3. 統制の方式

(イ) 被統制者

5,000 ドル以下の消費者賦払信用を供与することを業務とし、またはかかる賦払手形を割引、買入れまたは担保とする貸付を行う者を規則の対象とする。これには商業銀行、販売金融会社、消費者金融会社などの消費者信用供与機関、ディーラー、小売店など賦払信用により物品を販売するもののすべてが含まれる。前記条件に該当する者は所在地連邦準備銀行本支店に登録 (Registration) をなす義務を有する。本 Registrant は総計20万に及んだといわれている。

(ロ) 統制方式

Regulation W 付録に掲載された品目（耐久消費財を主とし、時期により非耐久消費財を含む。48品種目）の賦払販売および同品目購入のための賦払貸付の最低頭金比率、最長貸出期間を規定し、本条件より緩やかな賦払販売または賦払信用の供与を禁止する。1942～46年間は1回払貸付、チャージ勘定のごとき非賦払信用についても規制した。連銀当局者が各地を巡回調査し、違反者は戒告、営業停止、罰金に付した。

(ハ) 規制条件

対象品目および最低頭金比率、最長貸出期間は時期によつて相違するが、表20は条件の一番厳しかつた1942年5月6日～1946年11月30までの期間と、比較的条件の寛大であつた1950年9月18日～1950年10月15日までの分とを示したものである。

[表 20]

区分		1942年5月6日～ 1946年11月30日		1950年9月18日～ 10月15日	
		最低頭金比率	最長貸出期間	最低頭金比率	最長貸出期間
(1) 賦払販売					
A 自動車	33 $\frac{1}{3}$ %	15か月	33 $\frac{1}{3}$ %	21か月	
B 電気冷蔵庫、洗濯機、ラジオ、掃除器など	33 $\frac{1}{3}$ //	12 //	15 //	18 //	
C 家具、寝台など	33 $\frac{1}{3}$ //	12 //	10 //	18 //	
D 住宅改良用資材・サービス		12 //	10 //	30 //	
(2) 賦払信用貸付					
A (1)A、B、C品目購入のための貸付	(1)に同じ	(1)に同じ	(1)に同じ	(1)に同じ	
B (1)A、B、C以外の品目購入のための貸付		12か月		18か月	
C (1)A、B、C品目のチャージ勘定および(3)の貸付決済のための貸付		6 //	な	しな	し
(3) 1回払貸付		6 //	な	しな	し
(4) チャージ勘定			翌月10日まで	な	しな

(注) 値札5,000 ドル以上の自動車、2,500 ドル以上のその他商品については除外される。